



聴覚・言語障がいについて

あなたに知ってほしいこと

聴覚・言語障がいとは

聴覚障がいには、まったく聞こえない「ろうあ」と聞こえにくい「難聴」（例：話し言葉が聞こえない、小さい音が聞こえない等）とがあります。また先天性のものと、事故や病気で途中から聞こえなくなる中途失聴とがあります。

言語障がいには、言葉の理解や適切な表現が困難な「言語機能の障がい」（失語症、言語発達障がいなど）と、言葉の理解には支障はなく発声だけが困難な「音声機能の障がい」（吃音症、構音障がい、言語発声機能喪失など）があります。また、聴覚障がいと言語障がい重複することもあります。

こんなことに困っています

- 周囲に気づいてもらえないことがあります。

外見ではわかりにくい障がいのため、周囲の方に気づいてもらえないことがあります。特に中途失聴の場合は、話せる方も多く、「挨拶をしたのに無視された」などと誤解をされることがあります。失聴した年齢時期、障がい程度などによって聞こえ方はさまざまです。

- 音によって周囲の状況を判断することができません。

放送や呼びかけ、自転車のベルなどに気づかないことがあります。また、音による状況判断ができない場合があるため、危険な目にあうことがあります。

- コミュニケーション方法を間違われる場合があります。

聴覚障がいのある方とのコミュニケーション方法は、「手話」「筆談」「口話」などその方なりの方法があります。また、発声が困難な音声機能の障がいのみの場合でも、言葉の理解や聴力にも障がいがあると誤解されることがあります。

- 会話が困難なため、情報を得られないことがあります。

「聞こえないため、教えてもらえずできない」ことも多くあります。

- 会話が困難なため、不便さを伝えることが困難です。

特に言語障がいのある場合は、知りたいことを質問できない不便さが理解されず、日常生活にさほど不自由していないと誤解されることがあります。

こんな配慮をお願いします

コミュニケーション方法を確認しましょう

会話の方法が適切でないと話を伝えることができない場合があります。その方の会話方法を確認しましょう。難聴や中途失聴の方には、要約筆記が望めます。また、連絡手段として、ファクシミリや電子メールを活用することも必要です。

伝わりにくい場合があっても、あきらめず、伝える努力をしましょう。

- 筆談 互いに文字を書き、意思を伝えあいます。もっとも手軽な手段です。
- 口話 相手の口の動きを読み取る方法です。少しゆっくりはっきりと口を動かして話すようにしましょう。
- 手話 手指や表情で表す視覚言語です。聴覚障がいの方の約2割程度の方が使用しています。
- 代用発声 発声機能を喪失した音声機能障がいの人は声帯の代わりに食道部を振動させて声にしたり（食道発声）、電動式人工喉頭を首に当てて声にしています。聞き取りにくい場合は、筆談を併用することもあります。

音声以外の情報伝達方法を

メール、ファックス、掲示板、パネル等視覚を通じた伝達方法を考えましょう。また、イベント等を開催する際は、手話通訳だけでなく要約筆記も活用しましょう。

聞き取りにくい場合は確認しましょう

特に言語障がいのある方への対応は、一つ一つの言葉を聞き分けることが大切です。わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

詳しくは

島根県聴覚障害者情報センター

〒690-0011 松江市東津田町1741-3

電話：0852-32-5960 FAX：0852-32-5961

島根県西部視聴覚障害者情報センター

〒697-0016 浜田市野原町1826-1

電話：0855-24-9334 FAX：0855-24-9335